

武庫川流域委員会  
委員長 松本誠様

2004年5月22日  
武庫川を愛する尼崎市民の会  
担当 丸尾雅美

## 武庫川総合治水の策定手続きについて質問します

兵庫県当局は、武庫川について1985年に「武庫川水系工事実施基本計画」で武庫川ダム建設推進を打ち出した。兵庫県河川審議会はこのダム建設計画にもろ手を挙げて賛同の答申を出し1993年兵庫県事業として採択された。2000年には「武庫川ダム建設事業」についての環境影響評価概要書が住民に縦覧され、住民意見の集約が行われた。流域各市では県当局によるダム推進の説明会も開かれた。住民の多数がダム建設について反対や疑問を突き付けた。そのとき提示された住民の反対や疑問には、県当局はダム推進の立場から、お座なりの簡単な見解を表しただけで、しっかりと検討と議論がされていない。

この時の住民の反対や疑問と、1997年の河川法改正による「河川環境」と「住民意見反映」という新しい視点の要請があいまって、ゼロ・ベースからの再出発となり、現在の武庫川流域委員会がある。

基本方針策定フローについての質問は次の通りです。ご議論ください。

- 1、まず、かつてダム建設計画を推進した県担当局（河川管理者）が原案を作成して流域委員会に提示することでよいのか。
- 1、原案作成の前に、基本高水と計画高水などの基本的な問題点について、流域委員会において十分に検討を加えて合意を得ることが必要ではないのか。流域委員会が検討した成果にもとづいて原案は作成されるべきではないのか。
- 1、県担当局について、現状では県土整備部河川計画課・河川整備課のみが担っている。総合治水という視点からは、環境・まちづくり・農林など、縦割りでない総合的な取り組みが必要ではないのか。
- 1、流域委員会での検討結果の提言に対して、かつて武庫川ダム建設計画にお墨付きを差し出した県河川審議会がチェックする権限を持つてよいのか。
- 1、県民の意見（パブリックコメント）は県当局にのみに提出されるのではなく、流域委員会の議論に反映し、住民参画の実をあげるように仕組まれるべきではないのか。

流域委員会での議論で最も大切なことは、住民参画の基本原則に立って、かならず住民（傍聴者を含む）意見を反映して進められることです。議事の円滑で迅速な進行を図る県当局（委員会事務局）の意向にあわせようとして、拙速な議論と性急な結論を求めることのないように。委員各位が論点を明らかにし議論を深められるよう、心して取り組まれることを期待します。人と自然のために、豊かな武庫川のために。

7660- [redacted] 尼崎市 [redacted]  
武庫川を愛する尼崎市民の会 Tel. [redacted] FAX [redacted]